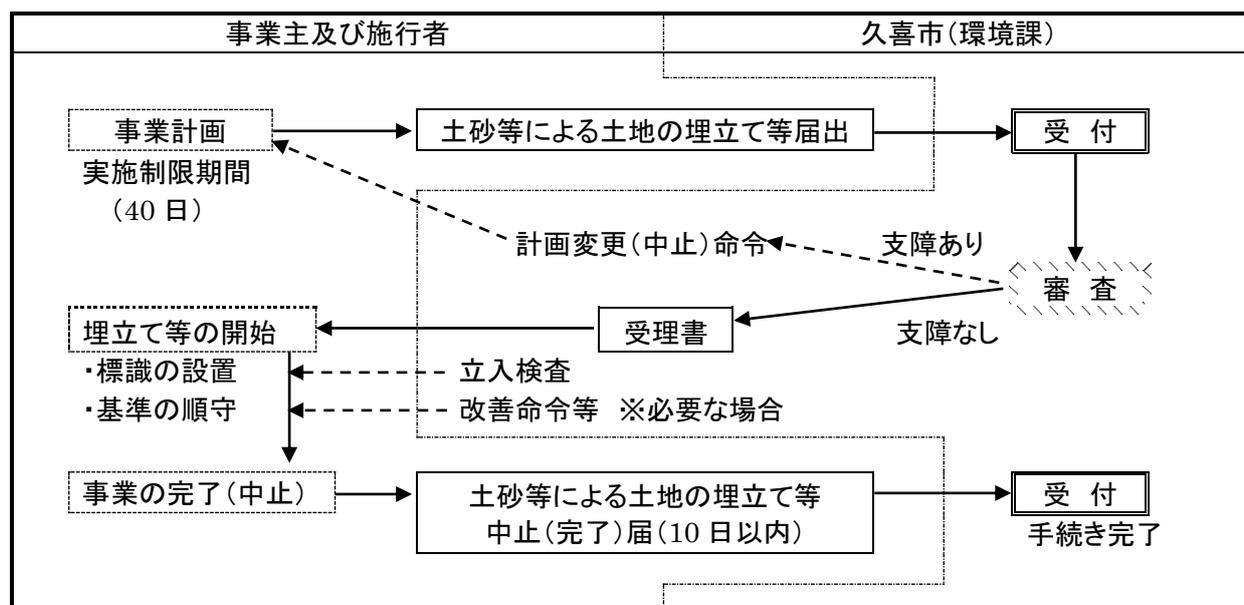


埋立て等を行う方へお知らせします

市民の良好な生活環境の保全及び災害の防止を図るため、「久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に基づき埋立て等を行う場合は、事前に以下のような手続きが必要です。

※ 埋立て等とは、土砂等(廃棄物は含みません)による土地の埋立て(土地の掘削後の埋立てを含む。)、盛土その他の土地への土砂等のたい積行為です。



- ・ 埋立て等区域の面積が300平方メートル未満となる埋立て等や建築確認を受けている場合等は条例の適用を受けません。→[条例第6条・条例施行規則第2条](#)参照
- ・ 埋立て等の届出の日から開始まで40日の実施制限期間がありますので、40日前までに届出をしてください。(制限期間の短縮措置もあります。)

なお、農地転用等の農地法に基づく申請が必要な場合は、その許可等が決定されるまでは埋立て等を開始することはできません。
- ・ 届出をしないで埋立て等に着手した場合は、罰則が科せられ違反事実を公表することがあります。
- ・ 基準(2~3ページ参照)に違反しているときは必要な改善を命ずることがあります。その命令に従わないときは、罰則が科せられ違反事実を公表することがあります。
- ・ 埋立て等を完了又は中止したときは、10日以内に届出が必要です。

届出先 問合せ先	久喜市環境課 Tel 0480-85-1111 内線376・377
-------------	---

※ 農地法に基づく申請の届出先・問合せ先 : 久喜市農業委員会事務局

1 施工基準

1 一般基準

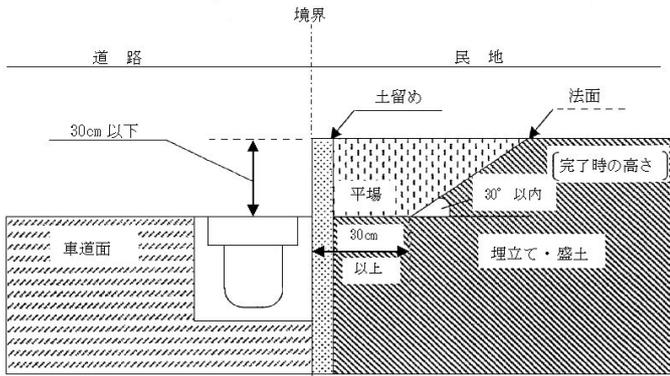
- (1) 危険防止及び不法投棄防止のため、埋立て等（土の運搬を伴う農地改良及び田畑転換を除く。）区域の周囲に塀又は安全柵を設置すること。
また、埋立て等区域の出入口は1箇所とし、埋立て等を行わないときは、出入口を閉鎖すること。
- (2) 埋立て等の時間は、午前8時から午後5時までとし、日曜日、祝日及び年末年始は行わないこととし、車両の運行経路が通学路である場合は、午前8時30分から行うこと。ただし、周辺住民の同意を得たときは、この限りでない。
- (3) 埋立て等の施工にあたっては、粉じん、騒音又は振動により周辺住民に被害及び迷惑を及ぼすことのないよう必要な措置を講じること。
- (4) 交通誘導員の配置、表示板の設置その他交通安全に必要な措置を講じること。また、事業にかかる車両は道路上に駐車しないこと。
- (5) 隣地及び道路、水路等の境界杭の保全に万全を期すること。ただし、境界杭が不明の場合は、関係者及び市担当課の立会いにより明確にすること。
- (6) 埋立て等を行っているときに埋蔵文化財を発見した場合は、埋立て等を直ちに中止した上久喜市教育委員会に連絡し、指示を受けること。
- (7) 埋立て等の期間は、9月以内とすること。ただし、一時たい積については、最長9月の延長を認める。

2 技術基準

- (1) 埋立て等（一時たい積を除く）について（次ページA参照）
 - ア 土砂等の高さは、埋立て等の完了時において、隣接する道路の側溝面又は道路面より30センチメートル以下とし、2以上の道路のある場合は、関係課と協議すること。
 - イ 法面で施工する場合は、道路等への土砂等の流出防止のため、法面は30度以内とすること。ただし、用排水路に面している場合は、境界から30センチメートル以上の平場を設けること。
 - ウ 埋立て等の影響により、道路排水に支障がでないように十分配慮すること。
 - エ 埋立て等に掘削を伴う場合は、現在の地表面より2メートル以上掘削しないこと。
また、隣接地より2メートル以内は掘削しないこと。
- (2) 一時たい積について（次ページB参照）
 - ア 一時たい積する土砂等の高さは、隣接する道路の側溝面又は道路面より2メートル以下とし、2以上の道路のある場合は、関係課と協議すること。
 - イ 土砂等の周囲に、隣地及び道路、水路等境界から1メートル以上の幅の安全帯を設け、法面は30度以内とし、十分に締め固めを行う。
 - ウ 一時たい積区域の周囲に、土砂等の高さ以上の塀（当該区域の隣地が農地である場合は、安全柵等）を設置すること。
- (3) 共通基準について
 - ア 隣地の境界に段差がある場合は、土砂等の流出を防止するため、必要に応じて土留柵等を設置すること。
 - イ 土砂等が乾燥し、飛散するおそれのある場合は、防風網の設置又は散水等の対策を講ずること。
 - ウ その他市長が必要と認める措置を講ずること。

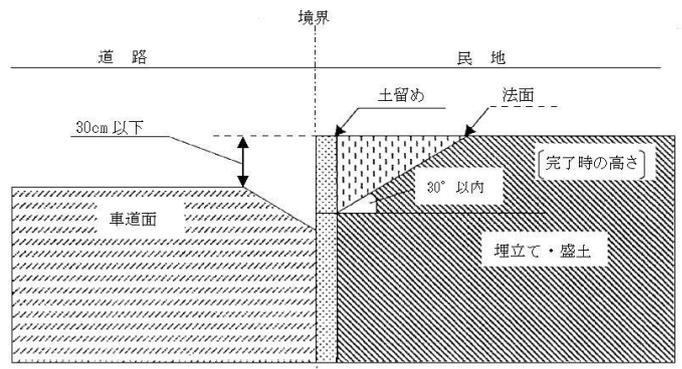
A 埋立て・盛土

①用排水施設のある道路（例示1）



※土砂等の高さは、隣接する道路の側溝面より30cm以下とする。
 ・法面については30度以内とし、30cm以上の平地を設ける。

②用排水施設のない道路（例示2）

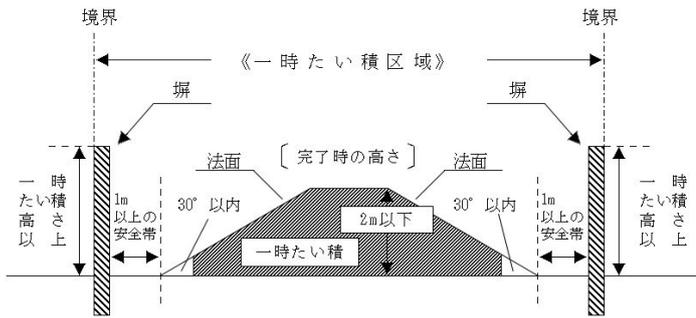


※土砂等の高さは、隣接する道路の舗装止めより30cm以下とする。
 ・法面については、30度以内とする。

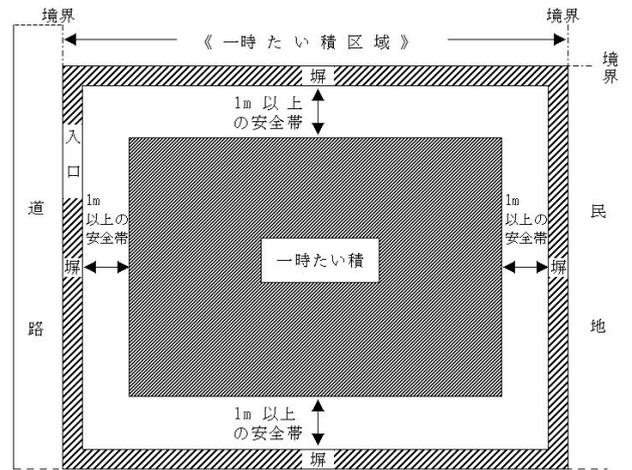
B 一時的積

○一時的積（一時的積区域の隣地が農地以外の場合）

①断面図（例示3）

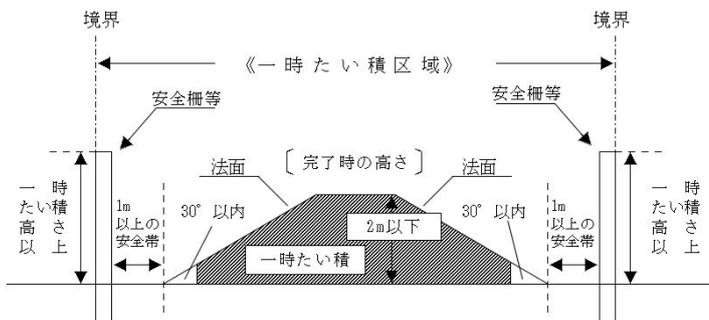


②平面図（例示4）

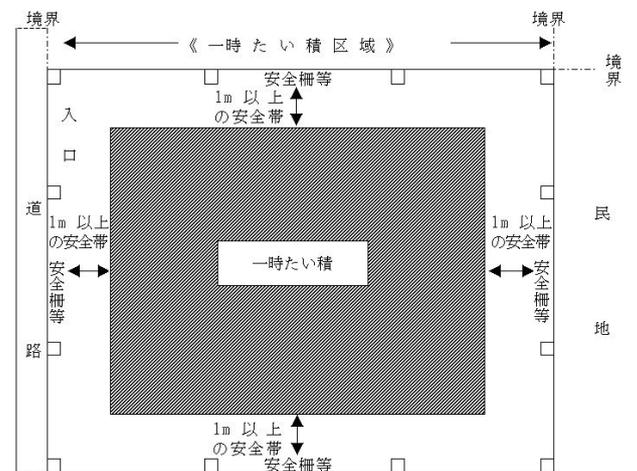


○一時的積（一時的積区域の隣地が農地である場合）

①断面図（例示5）



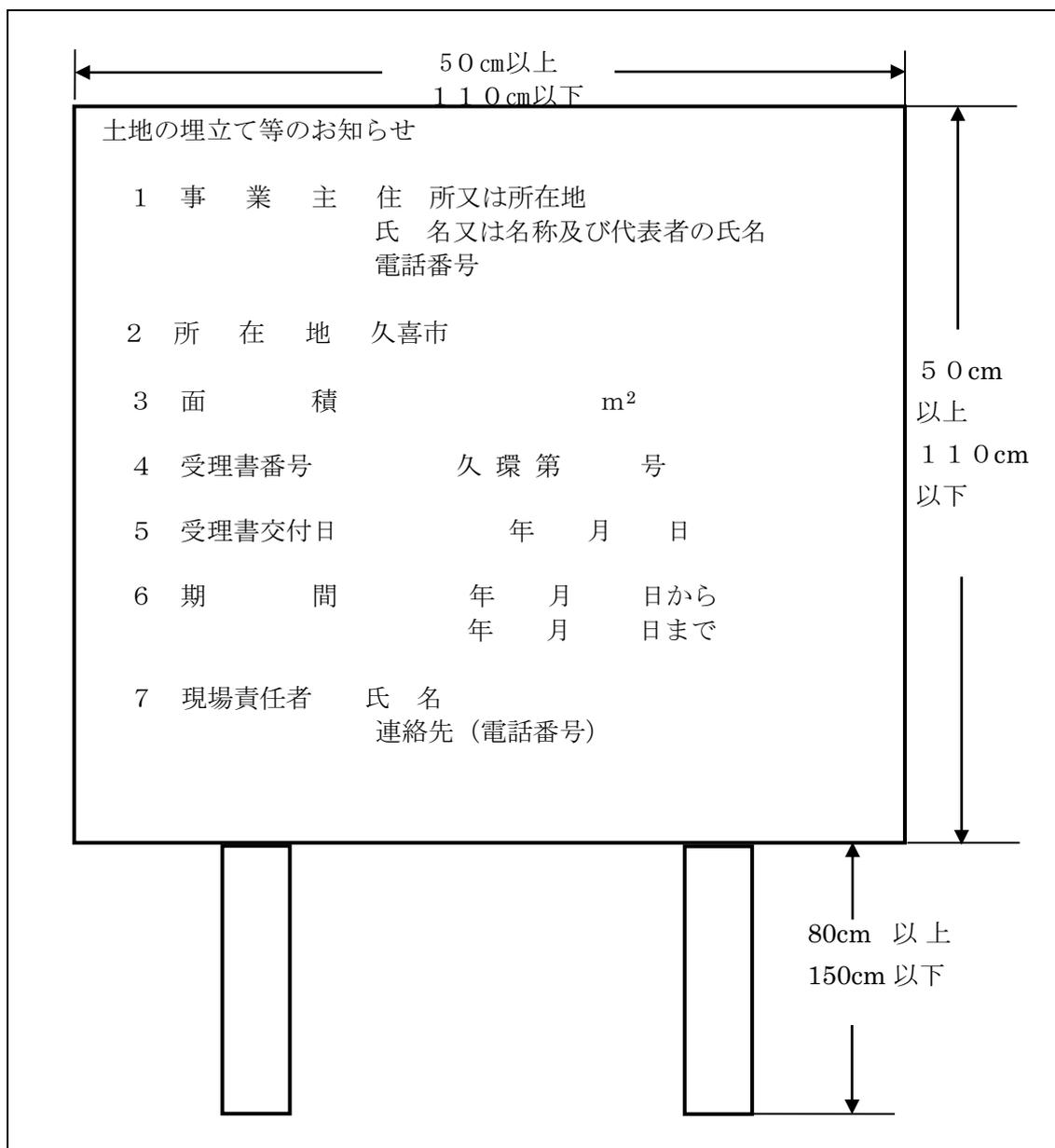
②平面図（例示6）



2 標 識

事業主は、埋立て等期間中、以下に定める標識を設置しなければなりません。

(条例第16条、施行規則第11条参照)



3 土 質 分 析

埋立て等を行うにあたっては、周辺地域の水質汚濁、土壌汚染等を防止するために、事前に埋立て等に供する土砂等の土質分析をしなければなりません。

分析結果が環境基準値を超えている場合は、計画の変更（搬入土砂等の変更）を命じることがあります。

1 手続き

搬入する土砂等から土壌を採取し、土質分析業務を行っている事業所等に持参して分析を依頼してください。その後、分析結果が出ましたら、埋立て等の届出の際に、土質分析計量証明書（分析結果）を添付して提出してください。

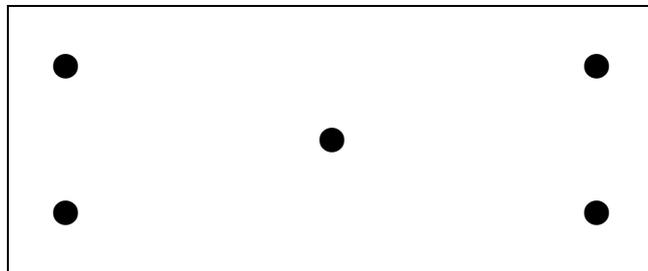
※ 分析結果がでるまでに10日から2週間程度かかります。

2 土壌の採取方法

（複数箇所から採取する場合）

- ① スコップにて採取箇所の地表を除去する。
- ② 10～20cmの深度の土壌を適量、バケツ又はビニールシート上に採取する。
- ③ ②を採取箇所分（5ヶ所程度）繰り返す。
- ④ 複数採取した試料を十分に混和する。
- ⑤ 混和したものからビニール袋に800g位採取する。

（採取地点選定例）



3 検査項目・内容

(1) 農地改良（埋立て等以降も農地として利用）の場合

砒素・カドミウム・銅

砒素、銅については含有検査

カドミウムについては溶出検査

(2) 農地改良以外の場合

砒素・カドミウム・シアン・有機燐・
鉛・六価クロム・総水銀

以上7項目の溶出検査

4 土壌の汚染にかかる環境基準

平成3年8月23日環境庁告示第46号

平成13年3月28日環境省告示第16号 改正

項目	環境上の条件
砒素	検液 1リットルにつき 0.01 mg 以下 かつ、農用地（※）においては、土壌1kgにつき15mg未満
カドミウム	検液 1リットルにつき 0.01 mg 以下 かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満
銅	農用地（※）において、土壌1kgにつき125mg未満
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1リットルにつき 0.01 mg 以下
六価クロム	検液 1リットルにつき 0.05 mg 以下
総水銀	検液 1リットルにつき 0.0005 mg 以下

(※)：この場合の農用地とは、田に限る

4 提出書類一覧表

1 埋立て等を行おうとするとき

番号	書類名称等	様式	手配先
1	土砂等による土地の埋立て等の届出書	第1号	
2	埋立て等区域の図面（縮尺 1/50 1/25,000 程度までの位置図、計画平面図、断面図及び土留図）		
3	現況写真（埋立て等実施前の埋立て等区域全体の写真）		
4	土質分析計量証明書（（土壌の汚染に係る環境基準について平成3年環境庁告示第46号）に基づく測定方法によるもの）		5 ページ参照
5	運搬計画書（運搬経路図及び運搬経路の写真を添付したもの）	第3号	
6	埋立て等区域の土地の登記事項証明書		法務局
7	埋立て等区域の公図の写し		法務局・資産税課
8	誓約書	第4号	
9	埋立て等の施工にかかる契約書の写し		
10	境界確認済証		法務局（必要な場合のみ）
11	道路占用又は水路占用の許可書の写し		建設管理課（必要な場合のみ）※
12	残土証明書	第5号	
13	事業主の住民票の写し（法人の場合は法人の登記事項証明書）		市民課・法務局
14	施工者の住民票の写し（法人の場合は法人の登記事項証明書）		市民課・法務局
15	土砂等による土地の埋立て等標識	第13号	

提出期限…埋立て等を行う40日前まで

2 一時たい積を行おうとするとき

番号	書類名称等	様式	手配先
1	土砂等による土地の埋立て等（一時たい積）届出書	第2号	
2	一時たい積区域の図面（縮尺 1/50 1/25,000 程度までの位置図、計画平面図、断面図及び土留図）		
3	現況写真（一時たい積実施前の埋立て等区域全体の写真）		
4	土質分析計量証明書（（土壌の汚染に係る環境基準について平成3年環境庁告示第46号）に基づく測定方法によるもの）		5 ページ参照
5	運搬計画書（運搬経路図及び運搬経路の写真を添付したもの）	第3号	
6	一時たい積区域の土地の登記事項証明書		法務局
7	一時たい積区域の公図の写し		法務局・資産税課
8	一時たい積の施工にかかる契約書の写し		
9	誓約書（様式第4号）	第4号	
10	境界確認済証		法務局（必要な場合のみ）
11	道路占用又は水路占用の許可書の写し		建設管理課（必要な場合のみ）※
12	残土証明書	第5号	
13	事業主の住民票の写し（法人の場合は法人の登記事項証明書）		市民課・法務局
14	施工者の住民票の写し（法人の場合は法人の登記事項証明書）		市民課・法務局
15	土砂等による土地の埋立て等標識	第13号	

提出期限…一時たい積を行う40日前まで

3 埋立て等の規模、構造等を変更しようとするとき

書類名称	様式	備考
土砂等による土地の埋立て等変更届出書	第6号	条例第8条第1項2号～7号及び条例第8条第2項2号、3号、6号、7号の事項に変更があった書類を添付すること

4 事業主等、現場管理責任者、埋立て等に使う機械の種類・数量に変更があったとき

書類名称	様式	備考
氏名等変更届出書	第7号	条例第8条第1項1号、8号、9号及び条例第8条第2項1号、4号の事項に変更があった書類を添付すること

提出期限…変更があった日から30日以内

5 事業主について相続、合併又は分割があったとき

書類名称	様式	備考
地位承継届出書	第10号	承継者の住民票（法人の場合は法人登記簿謄本）を添付すること。

提出期限…承継があった日から30日以内

6 一時たい積の状況（土砂等の搬入、搬出）の届けを行うとき

書類名称	様式	備考
一時たい積状況届出書	第11号	

提出期限…開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から7日以内

7 埋立て等の状況報告をするとき（様式第16号の要求に対する報告）

書類名称	様式	備考
土砂等による土地の埋立て等状況報告書	第17号	

8 埋立て等を中止又は完了したとき

書類名称	様式	備考
土砂等による土地の埋立て等中止（完了）届出書	第12号	

提出期限…中止又は完了した日から10日以内

※ 提出部数は、正本及び副本各1通です。